

訪問介護（予防）サービス重要事項説明書

訪問介護サービスおよび介護予防訪問介護サービス（以下「訪問介護サービス」と総称）の提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次のとおり説明します。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 忍野村社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	〒401-0511 山梨県南都留郡忍野村忍草1445-1
代表者（職名・氏名）	会長 大森 彦一
設立年月日	昭和58年9月14日
電話番号	0555-84-4121

2. 事業所の概要

事業所の名称	忍野村訪問介護事業所		
事業所の所在地	〒401-0511 山梨県南都留郡忍野村忍草1445-1		
電話番号	0555-20-5187		
FAX番号	0555-20-5188		
指定年月日・事業所番号	昭和22年4月1日指定	1971300593	
営業日	月曜日～ 金曜日（要望により土日対応可）		
営業時間	午前 8：30 ～ 午後 4：00		
サービス提供時間	午前 8：30 ～ 午後 4：00 （要望により時間外対応可）		
通常の事業の実施地域	忍野村、山中湖村、富士吉田市、富士河口湖町、西桂町		
併設事業所	忍野村デイサービスセンター		
第三者評価の実施の有無	有・無	実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称		評価結果の開示状況	有・無

3. 運営の方針

忍野村社会福祉協議会では住み慣れた地域社会で家族とともに安心して暮らせることができるよう、利用者の立場にたって自立を支援するとともに、利用者が安らかな日常生活をエンジョイできるよう心がけております。家族が介護に疲れ、精神的な負担とならないように、必要なときに必要なサービスを利用できる体制を備えております。

忍野村訪問介護事業所の専門スタッフは、より質の高いサービスと利用者や家族にとって親しみやすい家事・介護のサポーターとして日ごろから鋭意努力し、より高度で専門的な学習や研修を行い、継続的なケアを行います。利用者に信頼され、誰からも期待される社会評価の高い事業所となることを基本理念として活動していきます。

4. サービスの内容

- (1) 「訪問介護」は、利用者の居宅（自宅）において介護福祉士その他政令で定める者を派遣して、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行うサービスです。
- (2) 忍野村社会福祉協議会は、次のサービス内容区分の中から指定の時間帯に応じて選択されたサービスを提供します。

【サービス内容の区分】

身体介護中心型 サービス	◆ 身体介護とは、訪問介護員（ホームヘルパー）が①お客様の身体に直接接触して行う介助、並びに②これを行うために必要な準備及び後始末③お客様が日常生活を営むのに必要な機能の向上ための介助・専門的な援助です。具体的な主なサービスは次のとおりです。 ①起床介助 ②就寝介助 ③排泄介助 ④衣服の着脱 ⑤整容介助 ⑥身体の清拭・整髪 ⑦入浴介助 ⑧食事介助 ⑨体位交換 ⑩服薬の見守り介助 ⑪通院等介助 ⑫その他（ ）
生活援助中心型 サービス	◆ 生活援助とは、掃除、洗濯、調理、などの日常生活の援助です。主なサービス内容は次のとおりです。 ①調理 ②洗濯 ③住居の掃除・整理整頓 ④買い物 ⑤薬の受取り ⑥衣服の入れ替え ⑦その他（ ）

- (3) サービス提供にあたっては別添の「訪問介護計画書」もしくは「介護予防訪問介護計画書」（以下「訪問介護計画書」と総称）に沿って計画的に提供します。

5. サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた書式にもとづいて必要事項を記入して、利用者の確認を受けます。
- (2) 忍野村訪問介護事業所は、「訪問介護計画書」を作成し、「訪問介護計画書」は利用者に説明のうえ交付します。
- (3) 忍野村訪問介護事業所は、「訪問介護記録書」その他の記録を契約終了後2年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、その写しを交付します。

6. サービス提供責任者等

氏名： 三浦美智子

連絡先（電話）： 0555-20-5187

ファクシール： 0120-911-823

7. 利用者負担金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合の利用者負担金は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とします。この金額は、介護保険の介護報酬告示に基づく金額です。ただし、支払方法が償還払いとなる場合には、利用料の全額をお支払いいただきます。支払いを受けた後、事業所からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口に提出し、後日払い戻しを受けてください。

(※1) 介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

(※2) 要介護認定区分が自立と判定した方など何らかの理由にて介護保険の給付を受けない方については全額自己負担となります。

※別紙利用料金表を参照のこと

(2) 利用者は下記の支払方法からいずれかひとつを選択し、当月 1 日から末日までの合計額をその選択した方法にて利用者負担金等の料金を支払います。

☐ ①銀行振込

当月の料金の合計額を翌月末日までに下記口座に振込送金して支払います。

振込手数料は利用者が負担します。

山梨中央銀行 忍野支店（5 0 9） 普通預金口座（口座番号 1 2 5 2 1 1）

☐ ②銀行口座自動引き落とし、郵便局自動引き落とし

翌月の 2 7 日に利用者の口座から自動引き落としをします。

※2 7 日が休祭日の場合は、翌営業日に引き落としをします。

引き落としの手数料は忍野村社会福祉協議会が負担します。

利用料金は、『明治安田ビジネスサービス株式会社（MBS）』が代行引落しを致します。

8. キャンセル

(1) 利用者がサービスの利用の中止をする際は、すみやかに事業所までご連絡ください。

(2) 利用者の都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることになりますので、ご了承ください（ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です）。

時 期	キャンセル料
サービス利用日の前日まで	無 料
サービス利用当日	4 0 0 円
訪問時不在の場合	8 0 0 円

9. その他

(1) 利用者がヘルパーの交代を希望される場合には、できる限り対応しますので、忍野村訪問

介護事業所までご相談ください。

(2) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ①ヘルパーは、医療行為や年金等の金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください（生活援助として行う買物等に伴う少額の金銭の取扱いは可能です）。
- ②ヘルパーは、介護保険制度上、利用者（要介護者）の介護や家事の準備等を行うこととされています。家族の方の食事の準備など、それ以外の業務については介護保険外のサービスとなりますので、ご了承ください。
- ③ヘルパーに対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- ④入浴の介助等のサービスについては、身体状況等により、かかりつけ医の「入浴可否意見書」をご用意頂く場合があります。

10. 事業所の従業員体制

(令和 7 年 4 月 1 日 現在)

	資 格	常 勤	非常勤	合 計
管 理 者		1 名		1 名
サービス提供責任者	介護福祉士	1 名	名	1 名
介護職員	介護福祉士	名	2 名	2 名
	1級ヘルパー	名	1 名	1 名
	2級ヘルパー	名	1 名	1 名

事項	有無	備考
サービス担当職員の変更の可否	○	変更を希望される方はお申し出ください
男性ヘルパーの有無	○	
従業員への研修の実施	○	定期的に従業員研修を実施しています
サービスマニュアルの作成	○	
その他		

11. 緊急時の対応

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業所等へ連絡をいたします。

※ 緊急時の連絡先は別紙「連絡先一覧表」に記載

12. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、保険者である市町村・利用者のご家族等に連絡し、必要な措置を講じるとともに、賠償責任が生じた場合には、損害賠償を速やかに行います（当事業所は全国社会福祉協議会の賠償責任保険に加入しています）。また、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

※ 事故発生時の連絡先は別紙「連絡先一覧表」に記載

1 3. 虐待の防止に関する措置

当事業所は、虐待の発生又はその再発防止の為に、次の措置を講ずると共に、虐待を受けたと思われる利用者又はその家族等を発見した場合は、速やかに各関係市町村に通報いたします。

- (1) 指針を策定する。
- (2) 職員を対象とした研修及び訓練等開催する。

1 4. 感染症の予防、まん延防止

事業所は、事業所において感染の予防又はまん延防止の為に次の措置を講じます。

- (1) 指針を策定する。
- (2) 職員を対象とした研修及び訓練等開催する。

1 5. ハラスメント防止に関する取り組み

(1) 当事業所は、ハラスメントの発生又はその防止の為に、次の措置を講ずると共に、ハラスメントを受けたと思われる職員又は関係者を発見した場合は、速やかに調査を行い、事実関係を明らかにします。

- 1) ハラスメント防止に関する指針を策定する。
- 2) 職員を対象としたハラスメント防止に関する定期的な研修を実施する。

(2) 調査の結果、ハラスメントが行われたと認められた場合には、関係機関と連携性して厳正に対処を行います。

(3) 下記の代表的なハラスメント例を基に、時代の変遷により変化する価値観の中で、利用者及び代理人、関係者はこれに類するハラスメント行為を行わないものとする。

ハラスメント例	概要
セクシャルハラスメント	性的なものを連想させる言動によって、相手方に不快感を与えるもの。
マタニティハラスメント	妊娠、出産、育児等を理由に、相手方に不快感を与える言動を行ったり、不利益を与えたりするもの。
パワーハラスメント	職務上の地位や、社会的権限を利用して、相手方に不快感や不利益を与えるもの。
カスタマーハラスメント	顧客や取引先など（以下「顧客等」）からの理不尽なクレームや、不当な要求、暴力的な言動や、侮辱的な発言等により相手方に不快感や不利益を与えたり、周囲に対して迷惑な行為をしたりするもの。

1 6. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や自然災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施する為、又、非常時における業務の体勢の対応等業務継続計画を策定します。

1 7. 秘密保持

忍野村社会福祉協議会、忍野村訪問介護事業所職員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

18. サービス内容に関する苦情

(1) 忍野村訪問介護事業所 相談・苦情担当

担当 管理者：宮下 良仁 電話： 0555-20-5187
フライング： 0120-911-823

(2) その他

本事業所以外に市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

忍野村役場 福祉保健課 介護保険担当	所在地 忍野村忍草1445-1 電話番号 0555-84-7795 FAX 0555-84-1036 受付時間 8:30～17:15
国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地 甲府市蓬沢1-15-35 電話番号 055-233-9201 (相談窓口専用) 受付時間 9:00～16:00 (水曜日)
山梨県運営適正化委員会	所在地 甲府市北新2-1-22 電話番号 055-254-8610 FAX 055-254-8614 受付時間 8:30～17:15
富士吉田市役所 介護保険担当	所在地 富士吉田市下吉田1842 電話番号 0555-22-1111 受付時間 8:30～17:15
山中湖村役場 厚生課	所在地 山中湖村山中237-1 電話番号 0555-62-9976 FAX 0555-62-9981 受付時間 8:30～17:15
富士河口湖町 福祉推進課	所在地 富士河口湖町船津1700 電話番号 0555-72-6028 FAX 0555-72-0969 受付時間 8:30～17:15
西桂町 いきいき健康福祉センター	所在地 西桂町下暮地915-7 電話番号 0555-25-4000 FAX 0555-25-3574 受付時間 8:30～17:15
第三者委員会	氏名 天野 保彦 電話 0555-84-1142 氏名 渡辺 良保 電話 0555-84-3305

19. サービスの終了

次の場合にサービスは終了となります。

(1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1か月前までに文書でお申し出下さい。

ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間が1か月以内の通知でもこの契約を解約することができます。

(2) 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、1 か月前までに文書で通知します。

(3) 自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設へ入院又は入所した場合
- ・利用者の要介護状態区分が非該当（自立）となった場合
- ・利用者が死亡した場合

(4) その他

①次の場合は、利用者は文書で解約を通知することにより、直ちにサービスを終了することができます。

- ・事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・事業者が、守秘義務に反した場合
- ・事業者が、利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

②その他、利用者は契約更新を希望しない場合、利用料等の変更に対して同意することができない場合には契約を解約することができます。

③次の場合は、事業者は文書で解約を通知することによって直ちにサービスを終了させていただく場合があります。

- ・利用者の利用料等の支払いが1 か月以上遅延し、利用料等を支払うよう催告したにも拘らず、別途定めた期限内に支払われなかった場合
- ・利用者又はその家族が事業者や従業者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

サービス契約の締結に当たり、上記のとおり説明を行いました。

令和 年 月 日

所在地 忍野村忍草 1 4 4 5-1

事業所名 忍野村訪問介護事業所

説明者 三浦 美智子 (印)

サービス契約の締結に当たり、上記のとおり説明を受けました。

(利用者) 住 所

氏 名 (印)

(代理人) 住 所

氏 名 (印)

続 柄

重要事項説明書別紙

緊急時・事故発生時の連絡先

利用者氏名

住所

電話番号

区分	名称・氏名	電話番号	備考（携帯電話等）
家族①		() -	
家族②		() -	
医療機関①	名称	() -	
	医師名		
医療機関②	名称	() -	
	医師名		
居宅介護支援事業所	事業所名 忍野村社会福祉協議会	() -	
	指定居宅介護支援事業所		
	担当者名		
保険者（市町村）	市町村名	() -	
	忍野村		
	担当部署 福祉保健課		

訪問介護利用料金表

忍野村社会福祉協議会
忍野村訪問介護事業所

TEL：0555-20-5187

FAX：0555-20-5188

1 介護保険対象サービスの自己負担額

項 目		各費用・適用									
身体介護	提供時間	20分未満		20分以上30分未満		30分以上60分未満		60分以上90分未満		以降30分増すごと	
		1 割	2 割	1 割	2 割	1 割	2 割	1 割	2 割	1 割	2 割
	通常	163円	326円	244円	488円	387円	774円	567円	1,134円	82円	164円
	早朝・夜間	204円	408円	305円	610円	484円	968円	709円	1,418円	103円	206円
	深夜	245円	490円	366円	732円	581円	1,162円	851円	1,702円	123円	246円
生活援助	提供時間	20分以上45分未満		45分以上90分未満		身体介護に引続き20分以上の生活援助を利用した場合					
		1 割	2 割	1 割	2 割	1 割	2 割				
	通常	179円	358円	220円	440円	65円	130円				
	早朝・夜間	224円	448円	275円	550円	81円	162円				
	深夜	269円	538円	330円	660円	98円	196円				
介護職員処遇改善加算		加算Ⅲ所定単位数×18.2%									

※計画的に訪問する事となっていない緊急訪問の場合(身体介護のみ)、1回に付き100円加算

※訪問介護で新規の場合、サービス提供責任者が同行し初回同行200円加算

※基本料金に対して、早朝(午前6時～8時)・夜間(午後6時～10時)帯は25%増、深夜(午後10時～午前6時)は50%増

※上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画に定められた目安時間を基準

※厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、かつ、利用者又はその家族等の同意を得て、2人で訪問した場合は2名分の料金